

## 台風・地震、その他緊急時の対応について

台風や地震の自然災害の対応については、「**暴風警報・大雨特別警報**」が発令された場合、「**震度5弱以上の大規模地震**」が発生した場合については、下記のようにいたします。ご家庭でもご承知いただき、児童の安全確保にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。（保存版といたしますので、見やすいところに掲示してください。）

### 台風に対する対応

◎**北大阪（吹田市または吹田市を含む）に「暴風警報・大雨特別警報」が発令された場合**

時 期	「暴風警報・大雨特別警報」の状況	児 童 へ の 対 応
午前7時	「暴風警報・大雨特別警報」発令中	・登校を見合わせ、自宅で待機させる。
午前9時までに	「暴風警報・大雨特別警報」解除	・安全に注意して速やかに登校させる。
午前9時	「暴風警報・大雨特別警報」発令中	・臨時休業とする。
在校中	「暴風警報・大雨特別警報」発令	・学校待機。 ・安全を確認し下校させる。

### 地震に対する対応

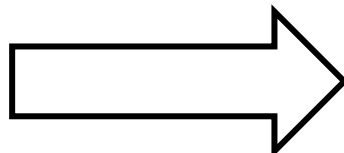
◎**震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生した場合**  
(吹田市地震対策要領による)

発生時期	児 童 へ の 対 応
前日	・前日より引き続き余震が発生している場合で、午前7時現在、電話等が不通の場合、臨時休業日の措置を取る。児童は保護者の管理下におく。
登校前	・学校は臨時休業の措置とし保護者の管理下におく。
登校途上	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、原則として速やかに登校させる。
在校時	・安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督にあたる。 ・校舎内及び校区周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督を継続する。
下校途上	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能なかぎり速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せることを基本とする。

### その他緊急時に、児童を下校させずに保護者の方に直接引き渡す際の対応

◎**安全な下校体制がとれない際に児童を保護者へ直接引き渡す必要が生じた場合**

学校より、  
一斉メール配信



学校で、緊急連絡先カードと照合し、  
児童を引き渡します。